

小矢部市国土強靱化地域計画【概要版】

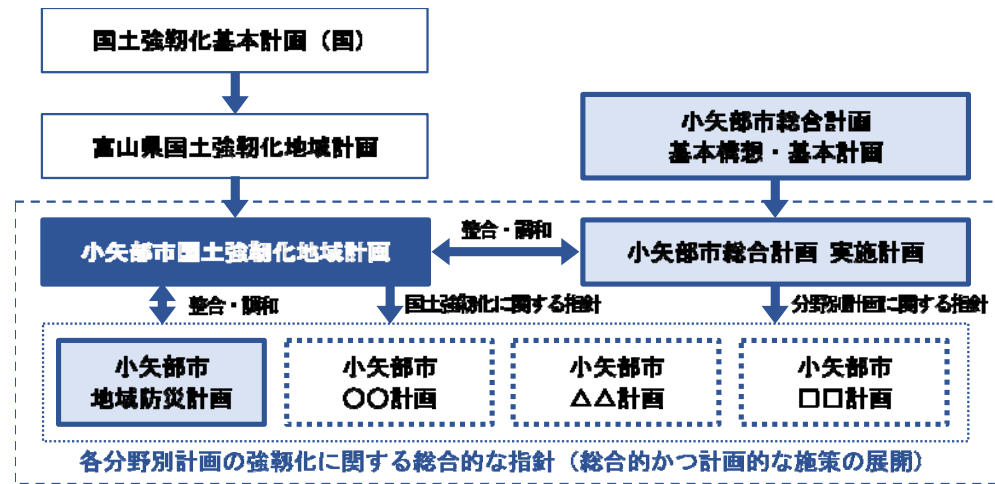
1. 計画策定の趣旨及び位置付け

(1) 計画策定の趣旨

- 近年頻発している豪雨等の大規模自然災害等に備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを推進するため、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画を策定するもの。

(2) 計画の位置付け

- 本市における国土強靱化に関して、小矢部市総合計画やおやベルネサンス総合戦略などの計画との整合・調和を図りながら、各種施策を総合的かつ計画的に推進する各分野別計画の指針として位置付け。



(3) 計画の期間

- 令和3年(2021年)度から令和10年(2028年)度までの8年間。

(4) 基本目標

- 市民の人命保護が最大限図られる
- 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

(5) 事前に備えるべき目標

- 直接死を最大限防ぐ
- 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 必要不可欠な行政機能は確保する
- 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 経済活動を機能不全に陥らせない
- ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(6) 基本的な方針

① 取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> 本市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組む 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む
② 適切な施策の組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する
③ 効率的な施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 施策の重点化や既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を削減しつつ効果的に施策を推進する
④ 地域の特性に応じた施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じる

2. 脆弱性評価

(1) 想定するリスクの設定

- 「地震」、「風水害」、「火災」及び「雪害」を設定。

(2) 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

- 4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、33項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定。

(3) 施策分野の設定

- 脆弱性の分析・評価に当たり、強靱化に関する施策分野を設定。

	施策分野	備考
個別施策 (5分野)	(1) 行政・官民連携	公共施設の再編・機能維持、防災力・災害対応力の強化、官民の協働体制など(市民協働・自治体経営)
	(2) 都市整備・老朽化対策	住宅及び建築物の耐震化・耐火性強化・老朽化対策、都市インフラの機能維持など(基盤整備・交流)
	(3) 保健医療・福祉	医療体制の充実・強化、避難者のケアなど(健康・福祉・子育て)
	(4) 産業	農業基盤の機能維持、企業等の雇用確保など(産業・経済)
	(5) 国土保全	治山対策、土砂災害対策、災害廃棄物の処理など(環境・安全)
横断的施策 (2分野)	(6) リスクコミュニケーション	市民・地域の防災力・災害対応力の強化など(リスクに関する情報の交換・共有)
	(7) 人材育成	文化施設等の機能維持、地域文化の継承促進など(教育・文化)

(4) 脆弱性の評価

- 33項目の「起きてはならない最悪の事態」について、関連する施策分野ごとの実施状況を整理し、事態の回避に向けた課題を、事前に備えるべき目標ごとに分析・評価。

3. 推進方針

- 脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の推進方針を「起きてはならない最悪の事態」ごと及び「施策分野」ごとに設定（主な推進方針を以下に抜粋）。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	主な推進方針
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	・住宅及び建築物の耐震化・老朽化対策の促進 ・建築物内及び沿道空間の安全対策の促進
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	・住宅及び建築物等の耐火性の強化 ・沿道空間の安全対策の促進
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	・浸水対策の推進 ・防災力・災害対応力の強化
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	・土砂災害対策の推進 ・防災力・災害対応力の強化
	1-5 暴風雪や豪雪に伴う多数の死傷者の発生	・雪に強いまちづくりの推進 ・市民と行政が一体となった除雪体制の構築
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	・生命に関わる物資・エネルギーの供給体制の充実 ・食料等の備蓄体制の充実
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・防災インフラの機能確保 ・防災力・災害対応力の強化
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	・地域における防災力・災害対応力の強化 ・地域における防災設備の充実
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	・帰宅困難者の受け入れの場及び備蓄品の確保 ・公共交通の運行体制の維持・充実
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	・市内の医療体制の充実 ・医療拠点における防災力・災害対応力の強化
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	・市内の医療体制の充実 ・避難所や衛生対策や被災者の健康対策の実施
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	・避難施設の確保・備蓄品等の充実 ・適切な医療の提供
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・重要防災基幹施設の施設機能の確保・保持 ・業務継続体制・相互応援体制の整備
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	・災害通信体制の整備 ・防災拠点の通信体制の整備
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	・災害広報体制の整備 ・市民の防災行動力の向上
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	・道路ネットワークの構築と沿道空間の安全対策の促進 ・事業継続に向けた取組の強化
	5-2 交通インフラネットワークの機能停止	・道路ネットワークの構築と沿道空間の安全対策の促進 ・公共交通の運行体制の維持・充実
	5-3 食料等の安定供給の停滞	・農業生産基盤の維持・整備 ・担い手の確保と農業経営の安定化
	5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動の甚大な影響	・用水路の計画的な整備更新 ・地下水源の保全

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	主な推進方針
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	・エネルギー供給体制の充実 ・道路ネットワークの構築と沿道空間の安全対策の促進
	6-2 水道、農業用水等の長期間にわたる供給停止	・水道や農業用水の計画的な整備更新と維持管理の促進 ・飲料水の確保と応急復旧体制の充実
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	・下水道施設の整備・防災対策の推進 ・被災時のし尿処理体制の整備
	6-4 地域交通網等交通インフラの長期間にわたる機能停止	・道路ネットワークの構築・維持 ・公共交通の運行体制の維持・充実
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模な火災の発生による多数の死傷者の発生	・住宅及び建築物の耐震化・耐火性強化・老朽化対策の促進 ・防災まちづくりの促進
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺	・住宅及び建築物の耐震化・耐火性強化・老朽化対策の促進 ・防災まちづくりの促進
	7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	・防災インフラの整備・改修の推進と機能維持 ・防災力・災害対応力の強化
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃	・有害物質の予防対策の促進 ・危機管理体制の充実
	7-5 農地・森林等の被害による土地の荒廃	・防災インフラの整備・改修の推進と機能維持
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物処理体制の整備 ・応援協力体制の整備
	8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により、復興できなくなる事態	・企業による雇用の促進と事業継続に向けた取組の強化 ・災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	・浸水対策の推進 ・防災力・災害対応力の強化
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・文化施設や文化財の防災性の向上 ・地域文化の継承につながる活動の活性化
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・復興基盤の整備 ・企業による雇用の促進と事業の安定化

4. 計画の推進と見直し

- 市内の関係部局による推進体制を構築し、本計画に位置付けた施策や重要業績指標の進捗状況等を定期的に情報共有。
- 本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国及び県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、計画最終年度の令和10年（2028年）度に計画の見直しを実施（計画の見直し後は、概ね5年ごとに計画の見直し）。
- 計画期間中であっても、本計画に位置付けた施策や重要業績指標の進捗状況や社会経済情勢、国土強靱化施策の推進に係る環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施。